

# 事務・事業の実施状況について（平成 22 年度）

平成 23 年 3 月

内 閣 府

## 1 趣旨

北海道に移譲された事務・事業に関して、道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）に基づきフォローアップを行った。

## 2 フォローアップ結果の概況

- （1）国から北海道に移譲された事務・事業については、今年度新たに移譲された直轄通常砂防事業の一部等の事業も含め、北海道において適切に実施されている。
- （2）また、これまで北海道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の標準処理期間の短縮化といった利用者の利便性向上に資する取組も行われており、広域行政の推進が着実に進展しているところである。
- （3）なお、個々の移譲事務・事業の実施状況については別添のとおり。

## 道州制特区移譲事務・事業一覧

|   | 移譲事務・事業名  | 移譲開始時期   | 所管省庁           |
|---|---|----------|----------------|
| 1 | 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務 | 平成19年 4月 | 厚生労働省          |
| 2 | 商工会議所に対する監督に関する事務                               | 平成19年 4月 | 経済産業省          |
| 3 | 調理師養成施設の指定に関する事務                                | 平成19年 4月 | 厚生労働省          |
| 4 | 鳥獣保護法に係る危険猟法(麻醉薬の使用)の許可に関する事務                   | 平成19年 4月 | 環境省            |
| 5 | 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止           | 平成20年12月 | 文部科学省<br>厚生労働省 |
| 6 | 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可                         | 平成21年 4月 | 厚生労働省          |
| 7 | 直轄通常砂防事業の一部                                     | 平成22年 4月 | 国土交通省          |
| 8 | 開発道路に係る直轄事業                                     | 平成22年 4月 | 国土交通省          |
| 9 | 二級河川に係る直轄事業                                     | 平成22年 4月 | 国土交通省          |

# 道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票

(平成23年1月31日時点)

| (1) 移譲事務・事業名<br>(移譲開始時期)                          | 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務（法第11条、第12条、第15条関係）<br>(平成19年4月)   |          |          |          |        |        |                   |          |          |          |          |               |   |   |   |          |               |   |          |   |          |
|---|---|----------|----------|----------|--------|--------|-------------------|----------|----------|----------|----------|---------------|---|---|---|----------|---------------|---|----------|---|----------|
| (2) 所管省庁  | 厚生労働省   |          |          |          |        |        |                   |          |          |          |          |               |   |   |   |          |               |   |          |   |          |
| (3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）                  | 国設置以外の医療機関についての指定等については、既に道が行っているところであり、本権限が道に移譲されることにより、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となる。   |          |          |          |        |        |                   |          |          |          |          |               |   |   |   |          |               |   |          |   |          |
| (4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか                            | <p>①事務・事業移譲後の執行体制等<br/>道本庁 保健福祉部子ども未来推進局<br/>保健福祉部福祉局福祉援護課</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 10%;">平成19年度</th> <th style="width: 10%;">平成20年度</th> <th style="width: 10%;">平成21年度</th> <th style="width: 10%;">平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>指定内容の変更の届出</b></td> <td><b>0</b></td> <td><b>2</b></td> <td><b>0</b></td> <td><b>2</b></td> </tr> <tr> <td>児童福祉法施行規則第15条</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1 (名称変更)</td> </tr> <tr> <td>生活保護法第50条の2関係</td> <td>—</td> <td>2 (名称変更)</td> <td>—</td> <td>1 (名称変更)</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>※ 国等による医療機関等の新規開設実績がなく、また、既存の13医療機関についても、指定内容等の変更が生じる事案は少ない。</p> |          | 平成19年度   | 平成20年度   | 平成21年度 | 平成22年度 | <b>指定内容の変更の届出</b> | <b>0</b> | <b>2</b> | <b>0</b> | <b>2</b> | 児童福祉法施行規則第15条 | — | — | — | 1 (名称変更) | 生活保護法第50条の2関係 | — | 2 (名称変更) | — | 1 (名称変更) |
|   | 平成19年度  | 平成20年度   | 平成21年度   | 平成22年度   |        |        |                   |          |          |          |          |               |   |   |   |          |               |   |          |   |          |
| <b>指定内容の変更の届出</b>                                 | <b>0</b>  | <b>2</b> | <b>0</b> | <b>2</b> |        |        |                   |          |          |          |          |               |   |   |   |          |               |   |          |   |          |
| 児童福祉法施行規則第15条                                     | —   | —        | —        | 1 (名称変更) |        |        |                   |          |          |          |          |               |   |   |   |          |               |   |          |   |          |
| 生活保護法第50条の2関係                                     | —   | 2 (名称変更) | —        | 1 (名称変更) |        |        |                   |          |          |          |          |               |   |   |   |          |               |   |          |   |          |
| (5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか | 申請者にとってより身近な道の保健所（福祉事務所）を経由し、道が事務を取り扱うことにより、意思疎通が円滑になることから申請者の利便性の向上が図られる。  |          |          |          |        |        |                   |          |          |          |          |               |   |   |   |          |               |   |          |   |          |
| (6) 特定広域団体による評価、課題の抽出                             | 引継ぎ後の事務執行について特に混乱なく行われている。  |          |          |          |        |        |                   |          |          |          |          |               |   |   |   |          |               |   |          |   |          |
| (7) 所管省庁による評価、課題の抽出                               | 生活保護法に基づく指定医療機関の指定等及び児童福祉法に基づく指定療育機関の指定等に関しては、名称変更の事務については、特に混乱なく執行されたものと考えているが、名称変更以外の事務については、現時点では実績がないため、今後の状況等を踏まえた上で判断することとしたい。  |          |          |          |        |        |                   |          |          |          |          |               |   |   |   |          |               |   |          |   |          |

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年1月31日時点)

| (1) 移譲事務・事業名<br>(移譲開始時期)                          | 商工会議所に対する監督に関する事務（法第13条関係）<br>(平成19年4月)  |        |        |        |        |        |         |    |   |   |   |    |   |   |   |   |            |   |   |   |   |          |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
|---|--|--------|--------|--------|--------|--------|---------|----|---|---|---|----|---|---|---|---|------------|---|---|---|---|----------|---|---|---|---|------------|---|---|---|---|
| (2) 所管省庁  | 経済産業省  |        |        |        |        |        |         |    |   |   |   |    |   |   |   |   |            |   |   |   |   |          |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| (3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）                  | 国から道に許認可等の権限が移譲されることにより、地域により身近な道において手続きを行う範囲が拡大され、申請者の利便性が向上する。   |        |        |        |        |        |         |    |   |   |   |    |   |   |   |   |            |   |   |   |   |          |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| (4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか                            | <p>①事務・事業移譲後の執行体制等<br/>道本庁 経済部商工局商工金融課</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" data-bbox="523 994 1433 1290"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定款変更の認可</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  地区</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  議員総会に関する事項</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  経理に関する事項</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  常議員会に関する事項</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> |        | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 定款変更の認可 | 12 | 1 | 3 | 0 | 地区 | 3 | — | — | — | 議員総会に関する事項 | 5 | 1 | 2 | — | 経理に関する事項 | 3 | — | 1 | — | 常議員会に関する事項 | 1 | — | — | — |
|   | 平成19年度   | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |        |        |         |    |   |   |   |    |   |   |   |   |            |   |   |   |   |          |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| 定款変更の認可   | 12   | 1      | 3      | 0      |        |        |         |    |   |   |   |    |   |   |   |   |            |   |   |   |   |          |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| 地区  | 3  | —      | —      | —      |        |        |         |    |   |   |   |    |   |   |   |   |            |   |   |   |   |          |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| 議員総会に関する事項  | 5  | 1      | 2      | —      |        |        |         |    |   |   |   |    |   |   |   |   |            |   |   |   |   |          |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| 経理に関する事項  | 3  | —      | 1      | —      |        |        |         |    |   |   |   |    |   |   |   |   |            |   |   |   |   |          |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| 常議員会に関する事項  | 1  | —      | —      | —      |        |        |         |    |   |   |   |    |   |   |   |   |            |   |   |   |   |          |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| (5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか | 道に許認可権限が移譲されたことにより、従来国と道へ申請しなければならなかった事項が、道のみへの申請で足りることになり、申請者の利便性の向上につながった。   |        |        |        |        |        |         |    |   |   |   |    |   |   |   |   |            |   |   |   |   |          |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| (6) 特定広域団体による評価、課題の抽出                             | 引き継ぎ後の事務執行については、特に混乱なく行われている。  |        |        |        |        |        |         |    |   |   |   |    |   |   |   |   |            |   |   |   |   |          |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| (7) 所管省庁による評価、課題の抽出                               | 移譲された事務については、今年度は実績はなかったが、引き続き円滑な実施に努めていただきたい。   |        |        |        |        |        |         |    |   |   |   |    |   |   |   |   |            |   |   |   |   |          |   |   |   |   |            |   |   |   |   |

## 道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票

（平成23年1月31日時点）

| (1) 移譲事務・事業名<br>(移譲開始時期)                          | 調理師養成施設の指定に関する事務（法第14条関係）<br>(平成19年4月)  |        |        |        |        |        |       |   |   |   |   |         |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---|---|---|---|---------|---|---|---|---|------------|---|---|---|---|
| (2) 所管省庁  | 厚生労働省   |        |        |        |        |        |       |   |   |   |   |         |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| (3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）                  | <p>調理師養成施設の指定を行うための調査、調理師養成施設の指定に関する事務を一体的に道が担うことにより、本道における調理師資格者の水準確保や適切な育成などを道が総合的、計画的に実施することが可能となる。</p> <p>関係団体にとっては、窓口が一本化されることになり、利便性が向上する。</p>  |        |        |        |        |        |       |   |   |   |   |         |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| (4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか                            | <p>①事務・事業移譲後の執行体制等<br/>道本庁 保健福祉部健康安全局</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 10%;">平成19年度</th> <th style="width: 10%;">平成20年度</th> <th style="width: 10%;">平成21年度</th> <th style="width: 10%;">平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の指定</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>内容変更の承認</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>名称等の変更等の届出</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 道内で15施設運営されているが、施設の新規開設や内容変更等は年に3～4件程度である。</p> |        | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 施設の指定 | 1 | 1 | — | — | 内容変更の承認 | — | 2 | 1 | 1 | 名称等の変更等の届出 | 4 | 3 | — | 2 |
|   | 平成19年度  | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |        |        |       |   |   |   |   |         |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| 施設の指定   | 1   | 1      | —      | —      |        |        |       |   |   |   |   |         |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| 内容変更の承認   | —   | 2      | 1      | 1      |        |        |       |   |   |   |   |         |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| 名称等の変更等の届出  | 4   | 3      | —      | 2      |        |        |       |   |   |   |   |         |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| (5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか | <p>施設の新規開設の案件については、調理師資格者の水準確保や適切な育成が行われるよう申請者への指導や助言を行っている。</p>  |        |        |        |        |        |       |   |   |   |   |         |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| (6) 特定広域団体による評価、課題の抽出                             | <p>調理師養成施設の指定等に関する事務については、関係法令、厚生労働省及び北海道厚生局の取り扱いに基づき、道の調理師養成施設指定等業務マニュアル及び養成施設等指導調査要領を作成し、調理師資格者の水準を確保するため、適切な育成が行われるよう事務を執行している。</p>  |        |        |        |        |        |       |   |   |   |   |         |   |   |   |   |            |   |   |   |   |
| (7) 所管省庁による評価、課題の抽出                               | <p>移譲した事務については、適切な指導や助言が行われていると考えられ、引き続き、円滑な実施に努めていただきたい。</p>   |        |        |        |        |        |       |   |   |   |   |         |   |   |   |   |            |   |   |   |   |

## 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年1月31日時点)

| (1) 移譲事務・事業名<br>(移譲開始時期)                          | 鳥獣保護法に係る危険猟法(麻醉薬の使用)の許可に関する事務(法第16条関係)(平成19年4月)  |        |        |        |        |         |   |   |   |
|---|--|--------|--------|--------|--------|---------|---|---|---|
| (2) 所管省庁  | 環境省  |        |        |        |        |         |   |   |   |
| (3) 想定している効果・目的(計画において記載されているもの)                  | 知事が、鳥獣の捕獲許可事務と麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可事務とを一元的に処理することにより、許可申請者の手続きが軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続の迅速化及び効率化が図られる。   |        |        |        |        |         |   |   |   |
| (4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか                            | <p>①事務・事業移譲後の執行体制等<br/>道本庁 環境生活部環境局自然環境課<br/>出先機関 各総合振興局及び振興局保健環境部環境生活課<br/>(知事の所管する鳥獣の捕獲許可については、捕獲区域が2以上の振興局の管轄区域にわたるものにあつては本庁で許可し、それ以外のものにあつては各総合振興局及び振興局で許可している。このことから、麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可についても、上記の鳥獣の捕獲許可と同様の対応としている。)</p> <p>②過去の実績等(処理件数、事業費等)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 12.5%;">平成20年度</th> <th style="width: 12.5%;">平成21年度</th> <th style="width: 12.5%;">平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麻醉薬使用許可</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 学術研究を目的に麻醉薬を使用して鳥獣を捕獲(不動化)する事例が減少したものと推測される。<br/>(麻醉薬を使用した猟法は、ほとんどが学術研究若しくは街中での捕獲に使用されるものであり、もともと件数は多くない)</p> <p>&lt;参考&gt;<br/>17年度:3件、18年度:3件、19年度:2件、20年度:3件、21年度5件</p> |        | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 麻醉薬使用許可 | 3 | 5 | 4 |
|   | 平成20年度   | 平成21年度 | 平成22年度 |        |        |         |   |   |   |
| 麻醉薬使用許可   | 3  | 5      | 4      |        |        |         |   |   |   |
| (5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか | <p>麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可を申請するときは必ず、別途、鳥獣の捕獲許可の申請を要することから、申請窓口が一本化されたことにより申請者の利便性が向上した。</p> <p>また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日(国)が2週間以内(道本庁処理の場合2週間、各総合振興局及び振興局処理の場合1週間)となり、処理期間の短縮が図られている。</p> <p>なお、道では、移譲事務の円滑な実施を図るため、「危険猟法許可取扱要領」を定めているところ。</p>   |        |        |        |        |         |   |   |   |
| (6) 特定広域団体による評価、課題の抽出                             | 引継ぎ後の事務執行については特に混乱なく行われている。  |        |        |        |        |         |   |   |   |
| (7) 所管省庁による評価、課題の抽出                               | 当該地域における事務に特段の支障は発生しておらず、道において適切に事務処理が実施されている。   |        |        |        |        |         |   |   |   |

## 道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票

（平成23年1月31日時点）

|   |   |
|---|---|
| (1) 移譲事務・事業名<br>(移譲開始時期)                          | 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止（平成20年12月）   |
| (2) 所管省庁  | 文部科学省、厚生労働省   |
| (3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）                  | 医師不足が深刻な本道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育成を行う。   |
| (4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか                            | ①事務・事業移譲後の執行体制等<br>保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室<br>総務部大学法人運営支援室  |
|   | ②過去の実績等（処理件数、事業費等）<br>平成21年4月1日に平成29年度までの入学定員を105名から110名に変更した学則を施行。   |
| (5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか | 文部科学大臣への届出が廃止されたことにより、本道の医師不足の状況などに応じた柔軟な収容定員の変更が可能となった。<br>また、将来的には、医師の人材の育成による地域医療への貢献が期待できる。                             |
| (6) 特定広域団体による評価、課題の抽出                             | 今後長期的に効果を検証する必要があるところであるが、地域の事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが期待できる。<br>また、収容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策を実施していく必要がある。    |
| (7) 所管省庁による評価、課題の抽出                               | 今後、長期的に効果を検証する必要がある。<br>道州制特別区域の特定広域団体として、より実効性のある医師の確保・適正配置策を実施するとともに、収容定員に係る設置基準に反しないことはもとより、教育研究環境の維持向上に努めることは当然に必要と考える。 |

# 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年1月31日時点)

| (1) 移譲事務・事業名<br>(移譲開始時期)                          | 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可<br>(平成21年4月)  |        |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |
|---|---|--------|--------|--------|-----------------------|---|---|----------------------|---|---|---------------------|---|----|----------------------|---|---|------------------------|---|---|--------|--------|-----|-----|
| (2) 所管省庁  | 厚生労働省   |        |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |
| (3) 想定している効果・目的<br>(計画において記載されているもの)              | 水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可等に関する事務について、事業者身近な道が実施することにより、これらの事業の認可申請等における事業者の利便性が向上するとともに、事業者に対する道による迅速かつきめ細やかな対応が可能となる。   |        |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |
| (4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか                            | <p>①事務・事業移譲後の執行体制等<br/>本 庁 環境生活部環境局環境推進課<br/>出先機関 各総合振興局(振興局)保健環境部保健福祉室(地域保健室)生活衛生課<br/>(移譲事務の関係書類は、道へ移管となった23の水道事業者等のうち、札幌市、小樽市、函館市、旭川市、石狩西部広域水道企業団については本庁に直接、その他の水道事業者等については総合振興局(振興局)を経由して、本庁に提出される。)</p> <p>②過去の実績等(処理件数、事業費等)</p> <p>・認可、届出 (件)</p> <table border="1" data-bbox="523 1084 1433 1312"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記載事項の変更に係る届出(法第7条第3項)</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事業変更に係る届出(法第10条第3項等)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>給水開始前の届出(法第13条第1項等)</td> <td>6</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>料金の変更に係る届出(法第14条第5項)</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>業務の委託に係る届出(法第24条の3第2項)</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>・立入検査(法第39条第1項)<br/>旧大臣認可のすべての水道事業者等を対象</p> <table border="1" data-bbox="1145 1384 1433 1460"> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23件</td> <td>23件</td> </tr> </tbody> </table> |        | 平成21年度 | 平成22年度 | 記載事項の変更に係る届出(法第7条第3項) | 7 | 1 | 事業変更に係る届出(法第10条第3項等) | 1 | 1 | 給水開始前の届出(法第13条第1項等) | 6 | 10 | 料金の変更に係る届出(法第14条第5項) | 2 | 2 | 業務の委託に係る届出(法第24条の3第2項) | — | 1 | 平成21年度 | 平成22年度 | 23件 | 23件 |
|   | 平成21年度  | 平成22年度 |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |
| 記載事項の変更に係る届出(法第7条第3項)                             | 7   | 1      |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |
| 事業変更に係る届出(法第10条第3項等)                              | 1   | 1      |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |
| 給水開始前の届出(法第13条第1項等)                               | 6   | 10     |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |
| 料金の変更に係る届出(法第14条第5項)                              | 2   | 2      |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |
| 業務の委託に係る届出(法第24条の3第2項)                            | —   | 1      |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |
| 平成21年度  | 平成22年度  |        |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |
| 23件   | 23件   |        |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |
| (5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可申請、届出の提出先が、厚労省(本省)から道となり、その協議を含め、水道事業者等の利便性が向上した。</li> <li>・水道事業者等に対し年1回の立入検査を行うなど、きめ細やかな対応が可能となった。</li> <li>・水道事故などの緊急時において、情報収集や水道事業者等に対する指示などの対応が向上した。</li> </ul>  |        |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |
| (6) 特定広域団体による評価、課題の抽出                             | 引継ぎ後の事務執行については、特に混乱なく行われている。  |        |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |
| (7) 所管省庁による評価、課題の抽出                               | 移譲した事務については、適切な指導や助言が行われているものと考えられ、引き続き、事務の円滑な実施に努めていただきたい。なお、全国的に考えなければいけない課題等については、道庁と適切に連携をはかって参りたい。   |        |        |        |                       |   |   |                      |   |   |                     |   |    |                      |   |   |                        |   |   |        |        |     |     |



## 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年1月31日時点)

|   |  |
|---|--|
| (1) 移譲事務・事業名<br>(移譲開始時期)                          | 直轄通常砂防事業の一部（法第7条第2項第4号イ関係）<br>(平成22年4月)  |
| (2) 所管省庁  | 国土交通省  |
| (3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）                  | 地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防施設の管理を含め、計画的かつ一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となる。   |
| (4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか                            | ①事務・事業移譲後の執行体制等<br>道本庁 建設部土木局砂防災害課<br>出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部（石狩川水系）<br>十勝総合振興局帯広建設管理部（十勝川水系）  |
|   | ②過去の実績等（処理件数、事業費等）<br>全体事業費 1,918,000千円<br>平成22年度までの事業費 134,000千円<br>進捗率 7 %   |
| (5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか | 事業の移譲によって、道は、同一区域内にある急傾斜地等の対策や土砂災害危険区域の指定などのソフト対策と合わせた総合的な土砂災害対策を、効率的に実施することや、土砂災害対策に関する地域住民等からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能になると考えられる。 |
| (6) 特定広域団体による評価、課題の抽出                             | 人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題があるが、引継後の事業そのものは、特に支障なく実施されている。   |
| (7) 所管省庁による評価、課題の抽出                               | 移譲された事業については、特に支障なく実施されており、引き続き事業の円滑な実施に努めていただきたい。<br>なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。   |

## 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(平成23年1月31日時点)

|   |  |
|---|--|
| (1) 移譲事務・事業名<br>(移譲開始時期)                          | 開発道路に係る直轄事業 (法第7条第2項第4号ハ関係)<br>(平成22年4月)   |
| (2) 所管省庁  | 国土交通省  |
| (3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)                 | 地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となる。   |
| (4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか                            | ①事務・事業移譲後の執行体制等<br>道本庁 建設部土木局道路課<br>出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部 (美唄富良野線)<br>渡島総合振興局函館建設管理部 (北檜山大成線)<br>胆振総合振興局室蘭建設管理部 (北進平取線)<br>上川総合振興局旭川建設管理部 (富良野上川線)<br>留萌振興局留萌建設管理部 (名寄遠別線) |
|   | ②過去の実績等 (処理件数、事業費等)<br>全体事業費 21,625,000千円<br>平成22年度までの事業費 2,660,000千円<br>進捗率 12 %  |
| (5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか | これまで、国が道道の一部区間を開発道路として整備を行っていたが、当該事業の移譲後は、道が路線全体を一体的に整備することが可能となったため、工事の施工管理等に要する経費が削減されるなど、事業を効率的に実施することや、地域住民からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能になると考えられる。   |
| (6) 特定広域団体による評価、課題の抽出                             | 人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題があるが、引継後の事業そのものは、特に支障なく実施されている。   |
| (7) 所管省庁による評価、課題の抽出                               | 移譲された事業については、特に支障なく実施されており、引き続き事業の円滑な実施に努めていただきたい。<br>なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。   |

## 道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

（平成23年1月31日時点）

|   |   |
|---|---|
| (1) 移譲事務・事業名<br>(移譲開始時期)                          | 二級河川に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ニ関係）<br>(平成22年4月)   |
| (2) 所管省庁  | 国土交通省   |
| (3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）                  | 地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外の区間（道管理部分）と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となる。   |
| (4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか                            | ①事務・事業移譲後の執行体制等<br>道本庁 建設部土木局河川課<br>出先機関 宗谷総合振興局稚内建設管理部（声問川水系）<br>釧路総合振興局釧路建設管理部（標津川水系）   |
|   | ②過去の実績等（処理件数、事業費等）<br>全体事業費 3,620,000千円<br>平成22年度までの事業費 840,000千円<br>進捗率 23 %   |
| (5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか | これまで、国が二級河川の一部区間を指定河川として整備を行っていたが、当該事業の移譲後は、道が二級河川区間全体を一体的に整備することが可能となったため、工事の施工管理等に要する経費が軽減されるなど、事業を効率的に実施することや、地域住民等からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となると考えられる。 |
| (6) 特定広域団体による評価、課題の抽出                             | 人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題があるが、引継後の事業そのものは、特に支障なく実施されている。  |
| (7) 所管省庁による評価、課題の抽出                               | 移譲された事業については、特に支障なく実施されており、引き続き事業の円滑な実施に努めていただきたい。<br>なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然るべく措置したところ。  |